

隅田川沿川地区 まちづくりニュース

第8号 令和5年11月

発行元

墨田区 都市計画課 都市計画・開発調整担当
墨田区吾妻橋一丁目23番20号
電話：03-5608-6265
FAX：03-5608-6409
メール：toshikeikaku@city.sumida.lg.jp

「(仮称) 隅田川沿川厩橋周辺地区地区計画 (原案)」 ～閲覧 (意見書提出)・説明会のご案内～

区では、「隅田川沿川地区 (蔵前橋～駒形橋周辺) まちづくり方針」に基づく「まちの将来像」を実現し、今後予定されている大規模開発を適切に誘導するため、「(仮称) 隅田川沿川厩橋周辺地区地区計画」の策定について検討しております。当該地区計画原案を閲覧できるほか、地区計画区域内にお住まいの方や、土地の権利をお持ちの方は、意見書を提出することができます。

原案の閲覧・意見書提出【原案の閲覧期間・場所 / 意見書の提出方法】

原案の閲覧

【閲覧期間】

令和5年11月21日(火)～令和5年12月5日(火)

【閲覧場所】

・墨田区役所 都市計画課 (区役所9階) *午前8:30～午後5:00 *土・日曜日は除く

意見書の提出

【提出の対象者】

地区計画区域内にお住まいの方、または土地の権利をお持ちの方

【提出方法】

- ・ご意見 (A4用紙1枚程度で書式自由)
 - ・住所・氏名 (団体名)・電話番号
- 上記を直接または郵送、ファクス、Eメールで提出



地区計画 (原案) は区ホームページでも閲覧できます
(令和5年11月21日公開予定)



【提出期限】 令和5年12月12日(火) (必着)

【提出先】

〒130-8640 墨田区 都市計画課 都市計画・開発調整担当 (区役所9階)
TEL: 03-5608-6265 FAX: 03-5608-6409 E-mail: toshikeikaku@city.sumida.lg.jp

説明会のご案内【原案の説明会の開催日時 / 場所】

【開催日時】

11月22日(水) 19:00～20:30

11月23日(木・祝) 10:00～11:30

*どなたでもご参加いただけます
*いずれも同一内容

【開催場所】

外手小学校屋内運動場

(本所2-1-16)

【申込み】

当日直接会場へお越しください



【会場の感染症防止対策について】

・新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類へ移行されたことを踏まえ、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は任意とさせていただきます。発熱や体調不良等の症状がある場合は、参加をお控えください。

(仮称) 隅田川沿川厩橋周辺地区地区計画 (原案) の概要



地区計画の名称、位置、面積

- 名称：隅田川沿川厩橋周辺地区地区計画
- 位置：墨田区本所一丁目3番・4番（住居表示）
- 面積：約1.6ha



地区計画に定める目標と方針

●地区計画の目標

隅田川と市街地の連続性・一体性に配慮した施設整備により、多様な世代が快適に暮らし続けられる、にぎわいとうるおいのあるまちづくりを進めるとともに、新たな交流による地域活力の向上を図る。あわせて、建築物の適切な更新等により、防災性の向上を図る。

●土地利用の方針

1. 「水辺の活力誘導地区」

土地の高度利用を図り、地域の魅力向上に資する広場や緑地を整備するとともに、多様な世代が快適に暮らし続けられる住宅整備を推進する。また、隅田川や周辺市街地と調和する都市景観の形成を図り、にぎわいとうるおいのある市街地環境を整備する。

2. 「幹線道路沿道地区」

経年化の進む建築物の適切な更新、共同化、耐震化等による防災性の向上を図るとともに、商業・業務・住宅等が調和した良好な市街地環境の形成により、地域産業の維持と新たな交流による発展を促し、地域活力の向上を図る。

地区整備計画区域に定める主な制限

「水辺の活力誘導地区」において、下記のような制限を地区整備計画に定めます。

地区施設の整備

敷地面積の最低限度

建築物等の用途の制限

形態又は色彩その他の意匠の制限

壁面の位置の制限

緑化率の最低限度

垣又はさくの構造の制限

※地区整備計画区域とは「水辺の活力誘導地区」を指します。

今後の予定

★現在

令和5年
11月

地区計画 (原案) の閲覧
地区計画 (原案) 説明会

令和6年
1月

地区計画 (案) の閲覧
地区計画 (案) 説明会

令和6年
2月

都市計画審議会